

凍結胚の保管に関する重要事項

□胚の凍結保管期限は、凍結日から2年後の同月末日までになります。

その後の保管期限の延長更新については、患者様ご自身で1年毎に行っていただきます。

□凍結胚は、採卵した妻と戸籍上の夫との間における生殖行為にのみ使用できます。

□凍結・融解後、胚移植に用いることができない可能性（「胚凍結についての説明書」参照）もありますが、その場合でも凍結・融解料金は発生します。

□凍結保管されていても、天災、災害、不慮の事故、その他やむを得ない理由により、必ずしも当院の責任に帰することができない事由で凍結胚が損傷もしくは紛失する可能性があります。

□凍結保管期限3ヶ月前～凍結保管期限日までに、凍結胚の保管更新手続き（保管期限の延長もしくは廃棄）をお願い致します。

保管期限後3ヶ月を経過しても当院へのご連絡がない場合、保管期限の延長更新の意思がないものとみなし、廃棄いたします。また、当院からの保管期限日前のご連絡は、基本的にはいたしません。

□保管期限の延長をご希望の場合、当院への更新料のお振込みと、保管期限の延長申込書の提出を必ずお願い致します。どちらか1つでも行われていない場合には、廃棄になる場合があります。

□凍結胚の廃棄を希望される場合は、廃棄の申込書のご提出をお願い致します。

□保管期限内であってもご夫婦が離婚、あるいはどちらか一方が亡くなられた場合、3ヶ月以内に「凍結胚の廃棄申込書」に必要事項をご記入の上、当院検査室宛てに郵送をお願い致します。もし、ご夫婦どちらかの署名が困難な場合、戸籍謄本を同封して頂ければ、署名の代わりとします。

（保管期限更新不可の場合については、「胚凍結についての説明書」参照）

□保管期限内に、当院で定める保管料の増減や保管期限の変更があった場合には、次回の更新手続き時から、改定された最新の保管料や保管期限が適用されます。

□当院にて保管している凍結胚の廃棄を希望された場合、患者様からの申し立てがない限り、生命に結びつかない範囲で培養液や治療法などの研究への使用や手技の修練などへの使用後に廃棄となる場合があります。これは、保管期限までに連絡がなく、廃棄となる場合も同様です。

□書類提出後でも保管期限日前であれば、保管期限更新もしくは廃棄の申込みを取り消すことが可能です。

□連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）を変更した場合は、変更後3ヶ月以内に必ず当院へ連絡をお願い致します。